

宮城県航空宇宙・医療機器産業認証維持支援事業費補助金 応募要領

宮城県では、航空宇宙産業及び医療機器産業における県内中小企業者等の競争力強化及び維持を支援するため、宮城県内事業所における JISQ9100 及び ISO13485 認証の更新審査または定期審査に要する経費を補助します。

1 対象者

■補助金の交付対象となる事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者または同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業者

- (1) 宮城県内に補助金対象認証の事業所を有する者
- (2) 製造業を主たる事業として営む者

※ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。なお、大企業とは、中小企業・小規模企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業・小規模企業者

2 対象事業

■補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる認証の維持に係る事業とする。

- (1) JISQ9100 認証：国際航空宇宙品質グループ（IAQG：International Aerospace Quality Group）による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本規格をいい、AS9100（アメリカ規格）、EN9100（ヨーロッパ規格）も含むものとする。
- (2) ISO13485 認証：医療機器の品質保証マネジメントシステムの国際標準規格

3 対象となる有効期限（受審期限）の範囲、及び対象経費

■対象となる有効期限（受審期限）の範囲

登録証の有効期限、または定期審査の受審期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの維持認証

※上記期限の範囲内の維持認証については、令和4年4月1日以前に審査等を実施したものについても対象となります。

■対象経費

経費区分	内 容
審査費	更新審査または定期審査における受審料、審査員旅費等
コンサルティング費	認証維持に必要なコンサルティングに係る経費
研修費	認証維持のために必要な研修受講に係る経費
その他の経費	その他、知事が特に必要と認めた経費

※経費は宮城県内に所在する事業所に係るものとする。宮城県外の事業所にかかるものは補助対象外とする。審査受審料について、宮城県外の事業所と一括して受審する場合は、受審対象事業所数で案分し、宮城県内の事業所に相当する割合を補助対象とする。また審査員旅費等、コンサルティング費、研修費、その他の経費は県内事業所に係るものを補助対象とする。

※IS09001 と一括して審査を受審する場合は、補助対象認証に係る経費のみを補助対象とする。

※次に掲げるものは、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

- (1) 補助事業期間終了後に審査報告等されたものに要する経費
- (2) 公租公課
- (3) 補助金対象経費と他の経費との区分ができないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等による内訳の確認ができない場合等）
- (4) 審査員旅費等、コンサルティング費、研修費について、受審対象の事業所ごとに区別できない（宮城県内事業所と県外事業所等を区別できない等）もの
- (5) 証拠書類が整わないもの
- (6) 宮城県知事が公的資金の用途として不適切と認める経費

4 補助率・補助限度額

補助率	補助限度額
3/4	上限 600千円以内/認証 ※1社あたりの補助限度額は、維持する認証数に600千円を乗じたものとする。

5 応募期間・申請書類

■応募期間 令和4年5月6日（金）から令和4年6月30日（木）まで

※当日17時までに書類必着

■申請書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 直近の登録証（写し）、直近の審査確認書（写し）
- (4) 事業に要する経費を証する書類（見積書等）の写し
- (5) 事前着手理由書（様式第2号） ※該当される場合のみ
- (6) 最近3年間の財務諸表
- (7) 定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (8) 納税証明書（全ての県税（宮城県）において未納がないこと）
- (9) 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
- (10) 会社案内等のパンフレット
- (11) その他、宮城県知事が必要と認める資料

【提出方法】

上記申請書類一式を応募期間内に持参または郵送してください。（応募期間内必着）

※(1)～(5) は電子メールでも提出してください。

【提出（郵送）先】

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 高度電子機械産業振興班 宛て

E-mail : shinsank@pref.miyagi.lg.jp

（留意事項）

- ・申請に係る費用は申請者が負担するものとします。
- ・提出いただいた申請書等は採択審査以外の目的には使用いたしません。

- ・提出いただいた申請書等は返却いたしません。
- ・交付決定の要件を満たす申請額の合計が予算上限額となった場合は、応募締め切り前に募集終了といたします。

6 審査

- 提出いただいた申請書類一式について、先着順に書類審査により内容等を審査し、補助金の交付対象者を決定します。

(留意事項)

- ・審査経過等に関する問合せには応じられません。
- ・審査の結果、交付対象者を決定する際に条件等を付す場合があります。

7 交付決定・事業期間・事業着手時期

- 交付決定 審査にて補助事業者を決定したのち申請者へ通知します。
- 事業期間 交付決定日から令和5年2月28日(火)まで
- 事業着手時期 着手時期は、原則として交付決定のあった日以降です。
ただし、所有している JISQ9100 及び ISO13485 の更新審査の受審期限、または定期審査の受審期限が、当該補助金交付年度の4月1日以降で、交付決定日前に事前着手が必要となる場合はこの限りではありません。申請書に併せて事前着手理由書を提出してください。

8 実績報告

- 実績報告 事業完了(廃止)日から20日を経過した日 又は 令和5年2月28日(火)までのいずれか早い日まで

【提出書類】

- (1) 補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 事業実績書
- (3) 更新の場合は、更新された登録証(写し)と審査確認書(写し)、定期審査の場合は、登録維持通知書(写し)と審査確認書(写し)
- (4) 見積書、契約書(または発注書と請書)、請求書の写し
- (5) 支払完了を証する書類の写し
- (6) その他関係書類

(留意事項)

- ・提出された書類等の確認及び必要に応じて現地調査を行います。
- ・支払証拠書類等で確認できないものは、補助対象経費として認められません。

9 補助金の交付

■実績報告の確認を行い、補助金の額の確定後に補助金を交付します。

(留意事項)

- ・原則として、交付する補助金は精算払としますが、事業遂行上概算払が必要な場合は事前にご相談ください。

10 補助事業実施の留意事項

- (1) 原則として、全ての経費について契約相手方から債務の履行を受ける前に当該経費の支払いをする前金払いは行わないようご注意ください。ただし、審査機関の都合等による前金払いは認めるものとします。
- (2) 経理処理については、見積書、契約書（または発注書と請書）、審査確認書及び更新された登録証（更新審査の場合）の写し、請求書、支払いを証する書類（銀行振込受領書等、領収書及び現金出納簿等、または手形帳の控え及び当座勘定照合表等）をご提出してください。
- (3) 補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (4) 補助対象経費を集計して、補助金額を計算する際に、次の点にご注意ください。

【「値引」の取扱】

代金請求の際に「値引」されている場合は、値引後の金額が補助対象経費となります。補助対象経費と対象外経費が混在した代金の請求で値引きされている場合は、金額の割合に応じて、値引額を補助対象経費から控除してください。

<計算例>

補助対象経費 200 万円，対象外経費 50 万円，合計 250 万円の請求の際に、10 万円を値引きされた場合。

経費全体に対する補助対象経費の割合 $200 \text{ 万円} \div 250 \text{ 万円} = 0.8$

補助対象経費の値引き額 $10 \text{ 万円} \times 0.8 = 8 \text{ 万円}$

補助対象経費 $200 \text{ 万円} - 8 \text{ 万円} = \underline{192 \text{ 万円}}$

【「振込手数料」の取扱】

商慣習により、振込手数料分を請求金額から控除して代金を支払う場合があります（振込手数料相手方負担）。振込手数料分を相手方が負担している場合は、補助対象経費から

その分を控除することになります。

<計算例>

補助対象経費 200 万円，消費税 10 万円，合計 210 万円の請求の際に，550 円の振込手数料を差し引いて支払った場合。

振込手数料 550 円のうち，手数料の本体部分 500 円を補助対象経費から控除します。

補助対象経費 200 万円 — 500 円 = 199 万 9500 円

- (5) 申請等に関し不明な点等がある場合は，下記担当宛てに電話または電子メールにてお問い合わせください。

11 その他

- (1) 補助金の交付対象者は，交付決定後「宮城県航空宇宙・医療機器産業認証維持支援事業費補助金交付要綱」に従い事業を実施してください。
- (2) 対象となる補助事業について，国や市町村等から補助金の交付を受ける場合は，本補助金へ申請することはできません。
- (3) 本補助金への申請は，1 事業者あたり 1 回のみとなります。
- (4) 申請等に関し不明な点等がある場合は，下記担当宛てに電話または電子メールにてお問い合わせください。

【担 当】

宮城県経済商工観光部 新産業振興課
高度電子機械産業振興班 石井・島津
TEL：022-211-2715
E-mail：shinsank@pref.miyagi.lg.jp